

議案第28号

北上市行政手続における個人番号の利用等条例の一部を改正する条例

北上市行政手続における個人番号の利用等条例（平成27年北上市条例第33号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
(個人番号の利用範囲)			(個人番号の利用範囲)		
第 4 条 [略]			第 4 条 [略]		
2 ・ 3 [略]			2 ・ 3 [略]		
			<u>4 市長又は教育委員会は、法別表の下欄に掲げる事務又は法</u>		
			<u>第 9 条第 1 項に規定する準法定事務を処理するために必要な</u>		
			<u>限度で、市の事務を処理するために利用する住民情報システ</u>		
			<u>ムの機能であって住登外者（市の住民基本台帳に記録されて</u>		
			<u>いない者をいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付番</u>		
			<u>し、管理するもの（以下「住登外者宛名番号管理機能」とい</u>		
			<u>う。）による住登外者に関する情報（以下「住登外者宛名情</u>		
			<u>報」という。）であって自らが保有するものを利用すること</u>		
			<u>ができる。</u>		
<u>4 [略]</u>			<u>5 [略]</u>		
別表第 1 （第 4 条関係）			別表第 1 （第 4 条関係）		
機 関		事 務	機 関		事 務
[略]			[略]		
5	市長	[略]	5	市長	[略]

--	--	--

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
1	市長	[略]
		地方税関係情報又は医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
2	同上	[略]
		地方税関係情報又は生活保護関係情報であって規則で定めるもの
3	同上	[略]
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
[略]		
5	市長	[略]
		地方税関係情報又は生活保護関係情報であって規則で定めるもの
6	同上	[略]
		特別児童扶養手当関係情報又は年金給付関係情報であって規則で定めるもの
7	同上	[略]
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
8	同上	[略]
		地方税関係情報、生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報であって規則で定めるもの
9	同上	[略]
		地方税関係情報、住民票関係情報又は生活保護関係情報であって規則で定めるもの

6	同上	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
---	----	---

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
1	市長	[略]
		地方税関係情報、医療保険給付関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
2	同上	[略]
		地方税関係情報、生活保護関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
3	同上	[略]
		地方税関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
[略]		
5	市長	[略]
		地方税関係情報、生活保護関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
6	同上	[略]
		特別児童扶養手当関係情報、年金給付関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
7	同上	[略]
		地方税関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
8	同上	[略]
		地方税関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
9	同上	[略]
		地方税関係情報、住民票関係情報、生活保護関係情報又は住登外者宛名情報であって規則

10	同上	[略]	地方税関係情報、住民票関係情報又は生活保護関係情報であって規則で定めるもの
11	同上	[略]	地方税関係情報、住民票関係情報又は生活保護関係情報であって規則で定めるもの
12	同上	[略]	生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による給付金、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、地方税関係情報、母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、介護保険給付等関係情報、障害者自立支援給付関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの

別表第3（第5条関係）

			で定めるもの
10	同上	[略]	地方税関係情報、住民票関係情報、生活保護関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
11	同上	[略]	地方税関係情報、住民票関係情報、生活保護関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
12	同上	[略]	生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による給付金、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、地方税関係情報、母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、介護保険給付等関係情報、障害者自立支援給付関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

別表第3（第5条関係）

情報照会 機関		事務	情報提 供機関	特定個人情報
1	教育委 員会	[略]		地方税関係情報 <u>又は生活保護関 係情報</u> であって規則で定めるも の
2	同上	[略]		地方税関係情報 <u>又は生活保護関 係情報</u> であって規則で定めるも の
[略]				

情報照会 機関		事務	情報提 供機関	特定個人情報
1	教育委 員会	[略]		地方税関係情報、 <u>生活保護関係 情報又は住登外者宛名情報</u> であ って規則で定めるもの
2	同上	[略]		地方税関係情報、 <u>生活保護関係 情報又は住登外者宛名情報</u> であ って規則で定めるもの
[略]				

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、令和 7 年12月15日から施行する。

令和 7 年 9 月 4 日提出

北上市長 八重樫 浩 文

提案理由

地方公共団体情報システムの標準化に伴い、住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務を個人番号を利用できる事務として定めるほか、所要の改正をしようとするものである。